解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

佐賀県唐津市肥前町瓜ヶ坂八三四番地二

有限会社山本建設

清算人　山本　魁

解散公告

当社は、平成二十一年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

佐賀県唐津市半田一六〇番地一

有限会社建神工務店

清算人　青木　武徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年六月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

大阪府大阪市東住吉区矢田六丁目八番二九号

特定非営利活動法人共生社会・ふれあい

代表清算人　中原　智

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

福岡県京都郡苅田町大字新津六三一番地一九三

特定非営利活動法人ぬくもり苅田

清算人　淺倉　信子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年六月十八日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

札幌市豊平区西岡二条十一丁目五―二二

財団法人北海タイムス教育文化振興財団

代表清算人　村谷　俊治

解散公告（第二回）

当公社は、設立団体である鹿角市議会の議決を経、平成二十一年六月二十九日に、秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

秋田県鹿角市花輪字荒田四番地一

鹿角市土地開発公社

代表清算人　児玉　一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

福島県福島市中町八番二号

財団法人福島県市町村退職職員互助会

代表清算人　湯田　雄二

解散公告（第二回）

当NPO法人は、総会の決議により平成二十一年六月二十九日解散したので、当NPO法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

栃木県矢板市本町四番二九号

特定非営利活動法人いっぽ

清算人　長谷川勝美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

東京都立川市上砂町五丁目一番地一

特定非営利活動法人とっておきのワンシーン

清算人　平野　芳久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十一日

富山県高岡市大野二六二番地

職業訓練法人クリエイティブ・アカデミー

清算人　西明　辰則

配当公告

埼玉県越谷市北越谷四丁目二四番三八号

破産者　土佐建設株式会社

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十年（フ）第一三一号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四一、〇八六、一六五円

一、配当することのできる金額

金四一、八五四、八〇五円

平成二十一年八月十一日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル四階隅田法律事務所

破産管財人　隅田　敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道茅部郡森町字御幸町二一番地の九、最後の住所は本籍に同じ

被相続人　亡　村山　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

北海道函館市新川町二三番一号函新ビル二階

相続財産管理人　堀田　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字二田一二三番地、最後の住所秋田県潟上市天王字二田一二三番地一

被相続人　亡　眞壁　聖一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

秋田県秋田市川元山下町一番二号、協和ビル三階

相続財産管理人　弁護士　嵯峨　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市田尻五丁目三〇五番地、最後の住所千葉市花見川区横戸台五番地一二グループリビング向日葵館

被相続人　亡　福田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目一六番地、最後の住所東京都足立区新田三丁目三五番二〇―八〇六号

被相続人　亡　小谷　泰紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十一日

千葉県白井市池の上一丁目三一番一二号

相続財産管理人　弁護士　原島　克己